

石綿健康被害救済のための「一般拠出金」の料率が変わりました

一般拠出金率を改正する環境省告示が平成 26 年 4 月 1 日から施行され、一般拠出金率が

0.05/1000 から **0.02/1000**

に引き下げられました。

一般拠出金については、申告事由(年度更新、事業廃止など)が生じた時点により、適用する率が定まるため、算定は以下のとおりとなります。

継続事業

申告事由が年度更新(新年度)であるため、平成25年度の賃金総額に新拠出金率(0.02/1000)を乗じた額

廃止事業

拠出金率改正前(平成25年度中)に廃止した事業が年度更新で廃止をした場合、申告事由が廃止(旧年度)であるため、平成25年度の賃金総額に旧拠出金率(0.05/1000)を乗じた額

個別事業が平成25年度中に事務組合に委託した場合(委託事業が委託替え、あるいは委託解除し個別事業となった場合)等の事務取扱上、いったん廃止処理を行った場合

上記 の取扱いと同様、申告事由が廃止(旧年度)となるため、平成25年度の委託替え等の時点までの賃金総額に旧拠出金率(0.05/1000)を乗じた額

委託替え等以降事業が継続している場合については、委託替え等以降の部分は平成25年度の賃金総額に新拠出金率(0.02/1000)を乗じた額

平成26年4月1日以降に事業廃止する場合

申告事由が廃止(新年度)となるため、平成26年度の賃金総額に新拠出金率(0.02/1000)を乗じた額

なお、単独有期事業に係る一般拠出金率は、平成 25 年度中に終了した事業は 0.05/1000、平成 26 年度以降に終了した事業は 0.02/1000 となります。